

NC MAC(MJ)カード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (会員資格)

1. 会員には、本会員と家族会員とがあります。
2. 本会員とは、本規約承認の上、株式会社エヌシーマック（以下「当社」という）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
3. 家族会員とは、本会員が利用代金の支払いその他当社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本規約を承認のうえ、当社が入会を認めた方をいいます。
4. 本会員と家族会員を会員といいます。

第2条 (カードの貸与・有効期限)

1. 本規約に定めるクレジットカードは、当社とJCBの提携に基づき当社及びJCB並びにその提携するカード会社が契約する加盟店（以下これらを総称して「JCB加盟店」という）で利用できる「NC MAC カード」とします。
2. 当社とJCBは、申込区分に応じて会員（以下家族会員を含む）1名につきNC MAC カード1枚を発行し貸与します。会員はカードを貸与されたとき、直ちに当該カードのご署名欄に自署するものとします。
3. カードは、カード表面に印字された本人以外使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。
4. カードの所有権は当社に属します。会員が他人にカードを貸与、譲渡、質入、その他担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。
5. カードの有効期限は、カード表面に表示し、当社が引き続き会員として認める場合に当社所定の時期に更新するものとします。

第3条 (カードの利用可能枠)

1. カードの利用可能枠は、本会員と家族会員を合算して当社が定めた当社所定の時期に会員に通知するものとします。なお、当社は、会員のカード利用状況または信用状態等により必要と認めた場合はいつでも、利用可能枠を増額または減額（入会申込時希望利用可能枠の記載がある場合でもその額にかかわらず）することができるものとします。ただし、当社は、本会員が増額を希望しない場合、増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとします。
2. 会員は、当社が認めた場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。
3. 本条の利用可能枠は、当社が適当と認めた場合には、いつでも増枠または減枠できるものとします。また会員が利用可能枠の増枠を希望する場合は当社所定の方法により申し込みいただき、当社が適当と認めた場合に増枠するものとします。
4. 会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、すべてのカードの合計利用可能枠・合計融資可能枠は会員が保有するカード枚数にかかわらず、各カードごとに定められた利用可能枠および融資可能枠のうち最も高い可能枠が適用されるものとします。ただし、それぞれのカードにおける利用可能枠および融資可能枠は各カードに定められ可能枠を限度とします。

第4条 (カードの機能)

1. 会員は本規約承認の上、下記の(1)~(3)に記載した加盟店（以下これらを総称して「加盟店」という）において、商品の購入、サービス提供の受領、その他の取引（以下これらを総称して「カードショッピング」という）を行うことができます。また、会員はカードを利用して当社ならびに当該提携カード会社・金融機関等から金銭の借入れ（以下「キャッシングサービス」という）を受けることができます。

(1)当社と契約した加盟店（以下「当社加盟店」という）

(2)JCB加盟店

(3)当社が提携しているカード会社と契約した加盟店

2. 会員は日本国内および日本国外において、加盟店が会員に対して有する売上伝票の額面金額債権の譲渡について、次のいずれの場合についても、あらかじめ承諾するものとします。

(1)加盟店がJCBに譲渡し、JCBが当社に再譲渡すること。

(2)加盟店が契約銀行等に譲渡した債権を更に契約銀行等からJCB経由にて当社に譲渡すること。

第5条 (暗証番号)

1. 会員は、入会申込時に暗証番号を当社へ届出するものとします。ただし届出が無い場合には、当社の指定した暗証番号を登録することを予め承諾するものとします。
2. 暗証番号は、他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または重大な過失により、他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担となるものとします。

第6条 (支払方法)

カードショッピングの利用料金、手数料、並びにキャッシングサービスの融資金及びその利息、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務金は、会員があらかじめ約した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が認めた場合は、その他の方法によることができます。

第7条 (支払債務の充当方法)

会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員へ通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。

第8条 (期限の利益喪失)

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)会員が1回払いのカードショッピング又はカードキャッシングを利用した場合において、当該支払金の支払を1回でも遅延した場合。（但し、カードキャッシングの利息については、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲内においてのみ効力を有します）

(2)支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。支払期日にキャッシングサービスの支払金額の支払いを1回でも遅滞したとき。
(但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)

(3)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。

(4)差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。

(5)破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(6)商品等の購入等が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。

(7)商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

(8)会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用したと当社が判断したとき。

2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(2)その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第9条 (費用等の負担)

1. 会員が支払いを遅滞したことにより当社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として送付1回につき200円を別に支払うものとします。

2. 会員は、本規約に基づく支払債務の支払遅滞等会員の責に帰すべき事由により当社より訪問集金を受けたときは、訪問集金費用として1回につき1,000円を別に支払うものとします。

3. 会員は当社より第8条1.(2)に基づく書面による催告を受けたときは、会員は当該催告に要した費用を負担するものとします。

第10条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届出た住所、氏名、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により当社に届けていただくものとします。

2. 前項(本条1項)の届出がないため、当社から通知または送付書類その他のものが延着し、または不到着になっても通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、本条1項の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第11条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社及び支店を管轄する簡易裁判所をもって第一審裁判所とすることに同意するものとします。

第12条 (外国為替及び海外貿易管理に関する諸法令等の適応)

日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び海外貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、当社の求めに応じ必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただきます。

第13条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第14条 (規約の変更・承認)

本規約を変更する場合には、当社所定の方法(ホームページ<http://www.ncmac.co.jp>)により変更内容を通知するものとします。なお、当社が変更内容を通知したあと、会員がカードを使用した場合、変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第15条 (脱会並びに会員資格の取消)

1. 会員が脱会するときは、当社あてにその旨の届出をすることとし、本規約に基づく一切の支払債務が完済された時をもって脱会とします。

2. 本会員が脱会した場合、家族会員も当然に脱会になるものとします。

3. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、当社は一方的に会員の資格を取消し、またはカードの使用を一時停止させていただきます。

(1)入会時に虚偽の申告をした場合

(2)第8条(期限の利益喪失)1項又は2項のいずれかに該当した場合

(3)会員の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

(4)会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合

(5)会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。

(6)会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。

(7)会員が当社の発行する他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記(1)~(5)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

(8)その他当社が会員として不適格と判断した場合

4. 脱会並びに会員資格を取消された会員は、当社に直ちにカードを返却し、支払約束日の支払期限にかかわらず債務全額を返済するものとします。

5. 前項(本条4項)による脱会並びに会員資格の取消があった場合、当社の全てのサービスの提供及びご利用ポイント(NC MACポイント)は無効となります。

6. 本条3項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却していただきます。また当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

7. 前項（本条6項）の定めにかかわらず、本条3項に該当し、当社がカードの破棄処分を求めたときは、会員は直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライプ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。
8. 会員は、退会・会員資格の取消等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、保険の申請手続その他当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第16条（収入証明書等の提出）

会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面又は当該書面の写し（以下「収入証明書等」といいます。）の提出等に関して以下の事項に異議なく同意するものとします。

1. 会員が当社から収入証明書等の提出を求められたときは当社が定める期間内にこれに応じること。
2. 前項（本条1項）により提出した収入証明書等に記載された内容を当社が確認するとともに当社が定める期間は記録・保存すること及び会員の返済能力の調査に使用すること。
3. 本条1項により提出した収入証明書は会員が脱会又は会員資格を喪失した場合であっても返却しないこと。
4. 収入証明書等の提出に応じていただけないとき又は収入証明書等を提出いただいても当該収入証明書等の記載内容及び返済能力の調査結果によっては、会員に通知することなく利用可能枠の減額もしくはカードの利用停止又は会員資格を喪失させる場合がある。

第2章 カードショッピング条項

第1条（カードショッピングの利用方法）

1. 会員は当社及び当社が定める店舗および、JCB加盟店においてカードを提示し、所定の売上票等にご自身の署名を行うことにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機で所定の手続きにより同様のことができます。ただし、当社が特に認めた場合は、カード提示、売上票への署名を省略するなど、これに代わる方法をとる場合もあります。

2. 郵便・ファックス・電話等による取引の際の利用手続き

会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを予め承している当社の加盟店並びに、JCB加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

3. オンライン取引の際の利用手続

会員は、コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって当社の加盟店並びに、JCB加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、会員の氏名、届出住所、電子メールアドレス等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

4. 保険及び電話サービス等に係る代金等のお支払

- (1) インターネット接続・保険・電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引に係る継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対してお支払いすることをご了承いただき、第1章第6条により当社へお支払いをしていただきます。

継続的サービス利用代金は、毎月締切日（継続的サービス事業提供者が指定する毎月あるいは毎年一定の日を利用日として取扱います。）で締め切り、以下次の各号に定める方法により算出したカードショッピングの支払金を翌月の支払日に支払うものとします。但し、事務上の都合により支払月が遅れることがあります。

- (2) カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード脱会の有無に係らずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申し出、承諾を得ていただきます。
- (3) 会員又はカードを退会された元会員が本条4項(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員又はカードを退会された元会員はそのご利用代金を第1章第6条によりお支払いいただきます。
- (4) カードの退会又は会員資格の喪失の場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 会員は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

5. 当社又は加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用できない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれを予め承認するものとします。

6. 会員の日本国外におけるカードショッピング利用代金は所定の売上票、または伝票記載の外貨額をJCB所定の方法で円貨に換算のうえ、国内でのカードショッピング利用代金と同様の方法によりお支払いいただきます。

7. 会員の日本国外におけるカードショッピング利用代金は、加盟店の所在する国の現地通貨建てで行うものとし、外貨建てカード使用代金は、JCBが日本国外の加盟店等に代金を支払った時点の銀行対顧客売為替相場で円に換算した金額を円建てカード使用代金とし、会員は当社に対して同金額を支払うものとします。但し、JCBの提携会社が代金を換算した場合は、当社はかかる提携先が用いた相場場で請求し、会員は同金額を支払うものとします。

第2条（商品の所有権）

会員が購入した商品の所有権は、当社が加盟店に立替払いしたことにより当該商品にかかる債務が完済されるまで当社に留保されます。また、会員は次の事項を遵守するものとします。(1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。(2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかに当社にその旨を連絡するとともに当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。

第3条（カードショッピングの手数料及び支払方法）

1. 会員は利用代金に分割手数料を加算した額（以下「分割支払金合計」という）を毎月末日に締め切り、支払約束日に支払うものとします。

2. 分割支払金（分割払いの月々の支払額をいう）の支払いは、下記の条件のうちから会員がカード利用の都度指定するものとします。

(1) 支払回数、支払期間、実質年率は下記の通りとします。

■分割払い

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	25	30	35	36
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	25	30	35	36
実質年率（％）	0.00	0.00	12.0	13.3	13.6	14.3	14.3	14.4	14.51	14.53	14.53	14.53	14.49	14.42	14.41
現金販売価格100円あたりの手数料の額	0.00	0.00	2.01	3.35	4.02	6.70	7.92	9.90	11.88	13.20	15.84	16.50	19.80	23.10	23.76

※加盟店によりご利用回数が異なる場合がございますので、ご了承ください。

(2) 分割払いの場合、ショッピングの分割払金合計は、利用代金に上記の分割払い手数料を加算した金額となります。また、月々の分割支払金は、利用代金、分割払手数料を夫々支払回数で除した金額の合算となります。ただし、月々の分割支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

(例) 利用代金100,000円、10回払の場合

分割支払金合計 100,000円 + (100,000円 × 6.7 ÷ 100円) = 106,700円

月々の分割支払金 100,000円 ÷ 10回 = 10,000円

6,700円 ÷ 10回 = 670円

10,000円 + 670円 = 10,670円

(3) ボーナス併用分割払いは、支払い回数が10回以上の取扱いとなり、ボーナス支払い月は8月と1月のみとし、お買上額の50%を均等分割へ、残り50%をボーナス月（8月・1月）に均等に加算します。

(4) ボーナス一括払いの手数料は無料とし、期間外のボーナス一括払いの利用はできないものとします。また、一部取扱い期間が異なる加盟店がございます。

■ボーナス一括払い

ご利用期間	お客様への請求月	会員手数料
ご利用月が1月1日～6月30日	8月	無料
ご利用月が8月1日～11月30日	1月	

(5) ボーナス2回払いのボーナス支払月は、8月1日より12月31日までのカード利用時は1月と8月とし、1月1日より7月31日までのカード利用時は8月と1月とし、指定月に手数料を加算した額を二割均等分割してお支払いいただきます。

■ボーナス2回払い

お支払い方法	ボーナス2回払い	
ご利用期間	8月1日～12月	1月1日～7月
お支払い月	1月と8月	8月と1月
現金販売価格100円あたり の手数料の額（円）	4.00	
実質年率	5.10～13.55%	

●お支払は均等配分です。

(10円未満は初回のボーナス請求月に加算させていただきます。)

(6) 分割払手数料の料率は金融情勢等の事情により変更されることがありますのでご了承ください。

3. 会員の日本国外におけるカードショッピングの支払方法は、JCB加盟店ではJCB指定の分割払いの当該売上を当社指定の分割回数に変更し、当社所定の分割手数料を加えて支払うことを会員は予め承諾するものとします。

第4条（遅延損害金）

1. 会員が分割支払金を遅滞し期限の利益を喪失した時は、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率（年6%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、支払回数が1回払いの場合は残金全額に対し、年14.60%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員が分割支払金（支払回数が1回払い以外）の場合の支払いを遅延したとき（本条1項の場合は除く）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、年14.60%を乗じた額と分割支払金の残金金額に対して商事法定利率（年6%）を乗じた額のいずれか低い額とし、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に該当する取引については、遅延額に対して年14.6%を乗じた額といたします。

第5条（商品の引取り及び評価・充当）

1. 会員が第1章第8条により期限の利益を喪失したときには、当社は留保した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。

2. 会員は、当社が本条1項により商品を引取ったときは、会員と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは会員及び当社の間でただちに精算するものとします。

第6条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品の交換を申出るかまたは売買契約の解除ができるものとします。

第7条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、カードショッピングの支払金の支払を停止することができます。ただし、割賦販売法に定める指定権利以外の権利については、支払を停止することはできません。
 - (1)商品の引渡、権利の移転またはサービスの提供がなされないこと。
 - (2)商品・権利・サービスに瑕疵（欠陥）があること。
 - (3)その他商品・権利の販売またはサービスの提供について、加盟店に対して生じる事由があること。
2. 当社は、会員が本条1項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは直ちに所要の取組をとるものとします。
3. 会員は本条2項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉していただきます。
4. 会員は本条2項の申出をしたときは、すみやかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するよう努めていただきます。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力していただきます。
5. 本条1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。この場合、会員と加盟店との間の紛議は両者において解決するものとします。
 - (1)会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス契約（ただし、業務提携誘引販売個人契約等に該当する場合は除きます）であるとき。
 - (2)(1)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するとき。
 - (3)会員の指定した支払方法が1回払のとき（ボーナス1回払を除きます）
 - (4)2回払、分割払、ボーナス併用分割払、ボーナス2回払の場合で1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - (5)当社の承諾なしに、売買契約、サービス提供契約の合意解約（ただし、法律上認められるものを除きます）加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払、その他当社の債権を侵害する行為をしたとき。
 - (6)(1)から(5)の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
6. 会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から(1)による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除額のカードショッピングの支払を継続していただきます。
7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済のカードショッピングの支払金の返還請求を認めるものではありません。

第8条（早期完済の場合の特約）

会員が、当初の契約どおりに分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金額を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

第9条（カードの再発行）

カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、当社所定の届けを提出していただき、当社が認めた場合に限り再発行いたします。

会員はカードの再発行を受けたときは当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

第3章 キャッシングサービス条項

第1条（キャッシングサービスの利用）

会員はショッピングとは別に当社が認めた場合、次の方法により当社からあらかじめ当社が認めた利用可能枠以内で金銭の借入（以下「キャッシングサービス」という）を受けることができます。

1. 当社と提携したクレジット会社及び金融機関が設置したCD、ATMにて暗証番号等の手順をなした場合。
この場合、本会員は、当社所定のATM利用手数料を支払うものとします。
※前項（本条1項）のCD・ATM利用手数料についての規定は、当社所定の方法にて会員宛に通知、または当社が相当と認める方法にて公表した期日から適用されるものとします。
2. その他、当社が認めた方法。
3. 当社は会員のカード利用状況に応じて、利用可能枠を増枠または減枠しあるいは新たな融資を中止することができるものとします。

第2条（キャッシングサービスの支払方法）

1. キャッシングサービスの利用による融資金は1万円単位とし、支払方法は、翌月1回払い、元利定額残高スライドリボルビング払い（以下「リボルビング払い」という）のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。
2. 翌月1回払いの支払方法はご利用日から毎月月末に締切り融資金と利息を一括してお支払いいただきます。
3. リボルビング払いの支払方法は前月末日のご利用残高によって支払額が自動的に設定されるものとします。
4. リボルビング払いの毎月の支払額は前月末日ご利用残高を基準とし下表に定める金額とします。

■リボルビング払い月々のお支払額（元利定額残高スライドリボルビング払い）

ご利用残高（月末現在）	毎月のお支払い（金利含）
10万円以下	10,000円
100,001円～300,000円	20,000円
300,001円～500,000円	30,000円
500,001円以上	40,000円

ご利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、ご利用残高が変動するため、ご返済期間、ご返済回数も変更となります。

また下記のご返済例は新規契約時のご利用可能枠内で、最も多く借入れをし、最も低い返済額でご返済をされた場合の例です。

《ご返済例》

実質年率18.00%、貸付金額10万円で元利定額残高スライドリボルビング払いの場合11回（12ヶ月）で返済が終了します。

5. ATM利用手数料

国内提携ATM-CDによるキャッシングサービス（1回払い・リボ払い）を利用した場合、本会員は借入の都度、利用金額に応じた下表ATM利用手数料を支払うものとし、毎月（1日～末日まで）の利用手数料は翌月の支払日に支払うものとしたします。

■ATM利用手数料

お借入れ金額	1回の利用手数料
1万円	105円
2万円以上	210円

日本貸金業協会

返済等の苦情・相談受付窓口 電話番号0570-051-051

受付時間午前9時から午後5時30分（土・日・祝日・年末年始除く）

第3条（利率）

1. 翌月1回払い及びリボルビング払い（元利定額残高スライド方式）の利息は、実質年率18.00%（融資ご利用日の翌日より支払日まで、1年を365日（うるう年は366日）とする日割計算とします。
2. キャッシング利息の利率は、金融情勢等の変動により改定することがあります。この場合は一般条項第14条に関わらず当社から利率の変更を通知した時は、変更日後に利用した借入金に対して適用されるものとし、変更日前の利用残高全額に対しては変更日前の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。

第4条（海外でのキャッシングサービス）

1. 海外でのキャッシングサービスは、JCBと提携した金融機関等の日本国外の本支店において所定の手続きでご利用いただけます。（但しJCBが指定した現地通貨単位といたします。）
2. JCBでのキャッシング利用分については1回払いのみとします。
3. 会員は、前項の債権をJCBが当社に譲り渡すことを予め承諾するものとします。

第5条（早期完済の場合の特約）

会員が約定支払期間の途中でキャッシングサービスのお支払いの残金金額を支払う時は当社所定の方法によりお支払いいただきます。

第6条（遅延損害金）

会員がキャッシングサービス利用による支払金等の支払いを遅延した時は、遅延した元金に対して支払期日の翌日より支払日に至るまで年20.00%、また第1章第8条に基づき、期限の利益喪失の場合、貸付残元金に対して期限の利益喪失の翌日より完済に至るまで年20.00%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7条（準用規定）

会員規約の一般条項の第1条から第16条はキャッシングサービスにおいても準用するものとします。

第8条（カードキャッシングに係る書面の交付）

1. 会員がカードキャッシングを利用したときは、会員に対して貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。
なお、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当該書面作成日時点でのものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。
2. 前項（本条1項）にかかわらず、会員は当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項及び第18条第1項に定める書面に代えて貸金業法第17条第6項及び第18条第3項に定める書面（なお、当該書面は貸金業法第17条第1項又は第18条第1項に定める書面より簡素化されております。また当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当社が定める期間の終了日時点のものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。）を会員に対して交付することについてあらかじめ承諾するものとします。但し、会員は当社に申出ることにより当該承諾を撤回することができるものとします。当社はこれに応じるものとしますが、この場合には貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。
3. 次のいずれかに該当する場合には、当社が会員に対して通知することなくカード（キャッシング）の利用を停止させていただきます。
(1)前二項に掲げる書面が住所不明で不着となり、当社が会員の住所等について調査しても会員の住所が判明しない場合。
(2)前二項に掲げる書面の送付について拒否される場合。
4. 前項に基づいて当社がカード（キャッシング）の利用を停止した後であっても、当社が認めた場合には、カード（キャッシング）の利用の停止措置を解除する場合があります。

第9条（貸付けの契約等に係る勧誘の承諾）

会員は、当社が会員に対して貸付けに係る契約に関する勧誘を行うことについてあらかじめ承諾するものとしますが、本会員が勧誘の全部もしくは一部について承諾しないとき又は当該承諾を撤回するときは、当社に対し勧誘の中止又は停止を求めることができ、当社はこれに応じるものとします。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

第10条（キャッシングサービスの利用停止）

会員が次の何れかに該当した場合は、一般条項第15条3項に加えて、当社は会員に通知することなくキャッシングサービスの利用を停止することがあります。

1. 貸金業法又は日本貸金業協会自主規制に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。
2. 会員の利用可能枠、当社と他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合。

3. その他当社が会員として不適当と判断した場合。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

1. 会員は、株式会社エヌシーマック（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の記載番号等その他、所定の申込書等に記入、申告された事項、または当社へ提出した書面等に記載された事項。
 - (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、振替口座、利用可能枠、契約額、支払回数等、本契約内容に関する事項
 - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報。
 - (4) 本契約に関する会員の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した申込者の資産、負債、収入、支出、ならびに本契約以外の当社との契約により取得したカードおよびローン等の利用・支払履歴。
 - (5) 本人確認書類、収入証明書等、法令等にもとづき取得が義務付けられ、または、認められることによりお客様が提出した書面の記載事項。
 - (6) 当社が適法な方法により取得した住民票等、公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。
2. 会員は、サービサー会社である下記会社が当社から委託を受けた債権の管理・回収を行うため、当社が、個人情報の保護措置を講じた上で当該債権に関する個人情報をサービサー会社に必要な範囲で提供することに同意します。

- (1) 名称：ニッテレ債権回収株式会社
- (2) 住所：〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目16番20号芝浦前川ビル6F
- (3) 電話番号：03-3769-4611

第2条（個人情報の利用）

1. 会員は、当社が下記の目的のために第1条1.(1)(2)の個人情報を利用することに同意します。

- (1) 当社のクレジット事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- (2) 当社のクレジット事業における市場調査、商品開発
- (3) 当社または加盟店等の事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（ホームページ<http://www.ncmac.co.jp>）によってお知らせしております。

第3条（信用情報機関への登録・利用）

1. 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、割賦販売法第39条及び貸金業法第13条等により、会員の支払能力に関する調査（与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。）の目的に限り、それを利用することに同意します。

2. 会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟契約により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

《別表1》

登録情報	会社名
	株式会社シー・アイ・シー（CIC）
(1)本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
(2)本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
(3)本契約に係る債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間
(4)本人を特定するための情報	登録情報(1)(2)(3)のいずれかが登録されている期間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

(株)シー・アイ・シー／〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 お問い合わせ先 電話番号0120-810-414

ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご確認ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関「(株)シー・アイ・シー」と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

(1)全国銀行個人信用情報センター／〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 お問い合わせ先 電話番号03-3214-5020
ホームページアドレス

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(2)株式会社日本信用情報機構／〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 お問い合わせ先 電話番号0120-441-481
ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

5. 本条3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(1)当社に開示を求める場合には、第7条記載の当社業務部にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ <http://www.ncmac.co.jp>）によってもお知らせしております。個人情報開示手数料は1件の申請につき1,050円（税込）手数料を支払うものとします。

(2)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条（規約に不同意の場合）

当社は、会員が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用・提供中止の申出）

本規約第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第7条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記の当社業務部までお願いします。

〒070-8511 旭川市5条通8丁目左2号 電話番号0166-26-3494

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条2項の(1)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

※当社のクレジットに関するご相談などは、本社お客様相談室

電話番号0166-26-3496までご連絡ください。

※会社名：株式会社エヌシーマック

※所在地：〒070-8511北海道旭川市5条通8丁目左2号

※電話番号（代表）：0166-26-3491

※包括信用購入あっせん業者登録番号：北海道（包）第7号

※登録番号：北海道知事(10)上第00068号

※日本貸金業協会会員：第003050号

NC MACカード会員保障制度規約

第1条（損害のてん補）

株式会社エヌシーマック（以下「当社」という）は、この規約に従い、当社が会員に発行するエヌシーマックカード（以下「カード」という）が紛失、盗難により保障期間中に他人に不正使用された場合、これによって会員が被る損害をてん補します。

第2条（保障期間）

本制度の保障期間は本制度への加入の日から1年間とし、初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。本制度への加入は、当社が認めた場合毎年自動的に継続されます。

第3条（紛失・盗難届けと損害てん補期間）

1. カード等が紛失・盗難にあったことを知ったときは、会員は直ちにその旨を当社及び最寄警察署に届出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出していただきます。
2. 第1条により当社がてん補する損害は、前項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の60日前から届け後60日迄の通算121日間に行われた不正使用による損害とします。

第4条（てん補されない損害）

次の損害については当社がてん補の責を負いません。

1. 会員の故意または重大な過失に起因する損害。
2. 保障期間の開始する日前に生じていたカード等の紛失・盗難に起因する損害。ただし、保障制度継続の際はこの限りではありません。
3. 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者による不正使用に起因する損害。
4. 前条の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前及び61日以降に生じた損害。
5. 戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害。
6. その他、カード会員規約に反する使用に起因する損害。

第5条（損害てん補の手続、調査）

1. 会員が損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知った時から30日以内に、被害状況を記入した損害報告書類、最寄警察署の盗難届出証明または被害届出証明等当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただきます。
2. 当社、または当社の委託を受けた者が前項の被害状況等の調査を行う場合、会員はこの調査に協力するものとします。
3. 当社が必要な調査を終えた場合には、遅滞なく損害をてん補するものとします。